

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第59号

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則の一部を改正する規則

四日市市予防接種に係る実費の徴収に関する規則（平成23年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(実費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、定期接種又は任意接種を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその<u>保護者等</u>から実費として予防接種1回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐための経過措置)</u></p> <p>2 <u>第2条の規定にかかわらず、市長は、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間にインフルエンザワクチンの定期接種をした場合において</u></p>	<p>(実費の徴収)</p> <p>第2条 市長は、定期接種又は任意接種を行った場合においては、当該予防接種を受けた者又はその<u>後見人</u>から実費として予防接種1回につき、次の各号に掲げる予防接種の種類に応じて、当該各号に定める額を徴収するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成23年10月1日から施行する。</p>

は、当該定期接種を受けた者又はその
保護者等から同条第1号に規定する額
を徴収しないものとする。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)